

## 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

この証明書は、生産緑地に係る主たる従事者（生産緑地法施行規則第2条に規定する従たる従事者を含む）が死亡し、もしくは故障したことにより、市町村長にその生産緑地の買取り申出をする場合、「主たる従事者」に該当する旨を農業委員会が証明する書式です。

### 1. 提出書類

生産緑地に係る主たる従事者についての証明願 1部

### 2. 添付書類

主たる従事者が死亡の場合

必 要 書 類		部 数	備 考
1	戸籍謄本、住民票の除票（死亡が確認できるもの）	1部	
2	土地登記簿謄本	1部	
3	申請地の位置図	1部	
4	その他の必要書類 ・相続登記未了の場合、遺産分割協議書など ・主たる従事者が柏原市以外に在住の場合、住民票など	1部	

主たる従事者が故障の場合

必 要 書 類		部 数	備 考
1	医師の診断書（農業に従事できない旨の証明書）	1部	
2	土地登記簿謄本	1部	
3	申請地の位置図	1部	
4	その他の必要書類 ・主たる従事者が柏原市以外に在住の場合、住民票など	1部	

### 3. 注意事項

① 申出する者は、生産緑地を市町村長に買取り申出する「本人」とします。

買取り申出に係る生産緑地について、相続による遺産分割協議が整っていない場合等は、相続人全員又はその代表者による願い出とします。

② 買取り申出生産緑地は、今回、市町村長に買取り申出される当該生産緑地（農地等）を筆別に記載します。「地目」「地積」は買取り申出書と同じです。

③ 買取り申出事由の生じた者が、死亡の時は、被相続人名、故障の時は本人又はその家族従事者です。買取り申出の生産緑地が小作地の場合は、小作人です。申出事由を生じた者が他市町村のときは、住民票又は戸籍謄本を添付願います。

④ 買取り申出事由は、主たる従事者が死亡もしくは故障により買取り申出をすることとなった主な理由を記入します。

⑤ 買取り申出事由が生じた日は、死亡日又は故障が生じた日を記入します。